

○大船渡市市民活動支援事業補助金交付要綱

最終改正：令和5年3月3日協働まちづくり部長決裁

大船渡市市民活動支援事業補助金交付要綱を次のように定め、平成26年4月1日から施行する。

(目的)

第1 地域課題の解決又は地域の活性化のため、市民団体等が企画又は実施するまちづくりのための事業に要する経費に対し、予算の範囲内で大船渡市補助金等交付規則（平成13年大船渡市規則第56号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民団体等 次に掲げる要件を満たすもので、市長が認めたものをいう。

ア 市内においてまちづくり活動を行うもの

イ 概ね5人以上の構成員を有し、構成員の2分の1以上が市民であり、事務局を市内に置くもの

ウ 活動等に要する経費に補助金以外の財源を有し、適切に会計処理を行っているもの

(2) まちづくりのための事業 次のいずれかに該当するものをいう。ただし、国又は県の補助制度及び大船渡市中小企業振興事業補助金等市の他の補助制度の対象となるもの並びに政治、宗教及び営利を目的とする活動を除く。

ア 市民の利益に広く寄与するもの

イ 独自の発想や新たな視点によるもの

ウ 波及効果や新たな展開が期待できるもの

エ 地域の特性や資源を生かしたもの

オ その他地域課題の解決又は地域の活性化に資するもの

(3) 重点支援事業 まちづくりのための事業であって、市長が別に定める重点支援項目に該当するものをいう。

(補助対象経費及び補助金の額)

第3 補助の対象となる経費は、まちづくりのための事業（以下「補助事業」という。）に要する経費（以下「補助対象経費」という。）とする。ただし、次の各号に掲げる経費を除く。

(1) 市民団体等（以下「団体」という。）の構成員に対する人件費、謝礼等

(2) 団体の自己財源で賄うべき会議費、事務費、施設管理費等

(3) 補助事業の目的及び団体の運営に関わりないとみなされる視察や研修に要する経費

(4) 補助事業に直接関係のない団体運営に係る交際費、慶弔費、飲食費、親睦会費等

(5) 前各号に定めるもののほか、社会通念上、公金を交付することが適当でない経費

2 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、別表第1に規定する限度額を限度とする。

(補助金の交付の制限)

第4 補助金の交付は、1年度につき1団体1事業とし、同一事業に対するものは、3年を限度とし、毎年度の申請に基づく審査により決定するものとする。

(補助事業の募集)

第5 補助事業の募集は、原則として年1回とし、補助金の交付を受けようとする団体は、大船渡市市民活動支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 大船渡市市民活動支援事業計画（変更・実績）書（様式第2号）

(2) 大船渡市市民活動支援事業収支予算（変更・決算）書（様式第3号）

(3) 大船渡市市民活動支援事業団体活動調書（様式第4号）

(4) その他参考となる書類

(審査委員会の開催)

第6 第5の規定による申請があったときは、書類による要件審査の後、別に定める大船渡市市民

活動支援事業企画審査委員会（以下「審査委員会」という。）を開催し、当該補助事業の審査を行う。

2 審査委員会は、前項の審査を行い、審査に係る意見書を市長に提出するものとする。

3 市長は、前項に規定する意見書の内容を尊重し、補助金の額を決定する。

（補助事業内容の軽微な変更）

第7 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

（1） 補助金交付額の変更を伴う補助対象経費の変更

（2） 補助事業内容の著しい変更

（活動報告）

第8 補助金の交付を受けた団体は、まちづくり活動の促進を図るため、別に市長が定める場において、補助事業の内容及び成果を公表するものとする。

（申請の取下期日）

第9 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

（提出書類及び提出期日）

第10 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期限は、別表第2のとおりとする。

（補則）

第11 この要綱に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

前 文（抄）（平成27年3月24日告示第80号）

平成27年4月1日から施行する。

前 文（抄）（平成31年3月22日告示第43号）

平成31年4月1日から施行する。

（令和5年3月3日協働まちづくり部改正）

令和5年4月1日から施行する

別表第1（第3関係）

同一事業に対する 補助金交付回数	限度額
1回目	20万円（重点支援事業の場合は、30万円）。
2回目	10万円（重点支援事業の場合は、20万円）。
3回目	5万円（重点支援事業の場合は、10万円）。

別表第2（第10関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
規則第10条の規定による書類	大船渡市市民活動支援事業計画変更（中止・廃止）承認申請書	第5号	1部	変更（中止又は廃止）の理由の生じた日から15日以内
	1 大船渡市市民活動支援事業計画（変更・実績）書	第2号	1部	
	2 大船渡市市民活動支援事業収支予算（変更・決算）書	第3号	1部	
規則第14条第1項の規定による書類	大船渡市市民活動支援事業補助金交付請求（精算）書	第6号	1部	別に定める。
	1 大船渡市市民活動支援事業計画（変更・実績）書	第2号	1部	
	2 大船渡市市民活動支援事業収支予算（変更・決算）書	第3号	1部	
規則第15条第2項の規定による書類	大船渡市市民活動支援事業補助金交付の前金払請求書	第7号	1部	別に定める。